平成２８年（フ）第９１号
香川県高松市香川町浅野3406番地14
債務者　矢野　淳一
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２６号
香川県小豆郡小豆島町神懸通甲1650番地１
債務者　米岡　豊勝
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５８号
香川県高松市仏生山町甲1031番地10
債務者　穴繁　利夫
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７８号
長崎県諫早市久山台50番地９
債務者　浦　　理香
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
長崎県諫早市栗面町677番地１、旧住所長崎県諫早市赤崎町200番地１
債務者　相浦　秀二
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
秋田県能代市二ツ井町字山根31番地５　市営山根住宅４号
債務者　河部智恵子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第１６３号
山梨県甲斐市島上条1640番地１　グルックリッヒ103号室
債務者　福井　利彦
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
山梨県南巨摩郡身延町下部999番地
債務者　石部　清子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９５号
山梨県南巨摩郡身延町下部999番地
債務者　石部　美紀
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
山梨県南巨摩郡身延町下部999番地
債務者　石部　章房
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２００号
山梨県甲府市山宮町1087　永田住宅1087　Ｂ号室、住民票上の住所山梨県北杜市須玉町東向2231番地　多麻団地10棟６号
債務者　小澤　由香
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０４号
山梨県南アルプス市上今諏訪1323番地１　久保田住宅２号
債務者　原田　　優
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
滋賀県彦根市河原２丁目４番３コーポエビス13号
債務者　長谷村榮子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２７０号
兵庫県姫路市書写1019番地82　レインボーハイツ203号、従前の住所石川県白山市宮永町152番地
債務者　宮岸　和近
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３６９号
広島市安佐北区可部６丁目51番５号
債務者　大田　聡子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４７３号
広島市安佐南区古市１丁目30番32―602号
債務者　八木　由訓
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部